生駒市条例第38号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23 号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に、「市長の」を「市長が規則で」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 5 5 歳を超える職員の第 3 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。